

収支報告書に記載すべき支出の区分について

平成23年度第7回委員会においては、政治資金の支出項目の区分の分類については、現在の支出の分類基準についての分かりにくい原因とその解決策について以下の3パターンに場合分けした上で検討を行うとともに、併せて標準的な分類例を示すに止める現行の取扱いの是非について検討を行った。

- ① 経常経費や政治活動費の中の分類基準が分かりにくい場合、支出項目の区分の分類を増やすことで分類基準を分かりやすくすることについて
- ② 経常経費や政治活動費の中の分類基準が分かりにくい場合、支出項目の区分の分類を少なくすることで分類基準を分かりやすくすることについて
- ③ 経常経費と政治活動費に二分する基準が分かりにくい場合、区分を一本化することで分類基準を分かりやすくすることについて

これまでの議論

様々な意見が示されたが、政治資金制度において喫緊の課題とまではいけないという意見、考え方を大きく変えることについては慎重であるべきという意見や基本は個別の具体的支出の分類基準や記載方法について、政治資金適正化委員会から見解を示すという現在の取扱いを適宜充実していくべきという意見が示された。

また、制度改正を行うとした場合にも、支出項目の区分の分類を増やすべき（①）という意見や、経常経費と政治活動費に二分する基準を改めるべき（③）という意見は出されず、支出項目の区分の分類を少なくすることで、国民の目から見て、同一の支出について政治団体間で支出項目が異なる場合が減少し、比較が相対的に容易にできるとともに、政治団体の事務負担を軽減できるという意見が示された。特にその中でも小分類を見直すべきという意見が示された。

なお、制度改正の検討を行うにあたって、収支報告書を見る国民の視点に立って考えるべきという意見が出された。

検討

政治資金制度において喫緊の課題とまではいえず、制度の継続性や安定性を重視すべきことから、具体的支出の分類基準等について、政治資金適正化委員会から見解を示すという現在の取扱いを適宜充実していくべきという主張と支出項目の区分の分類を少なくすることで、国民から見た政治団体間の比較可能性の向上と政治団体の事務負担の軽減を図るべきという主張、特に小分類を見直すべきという主張がみられた。

これまでの検討を踏まえ、特段の制度の改正を行わず、現在の取扱いを続けることとするか、まずは意見が出されている小分類の見直しについてその実施の可否及び内容の検討を行うこととするか。

(参考)

政治資金規正法施行規則別記第7号様式（第9条関係）（抄）

(記載要領)

18 様式（その15）について

(1) (略)

(2) 政治活動費は、16(2)のアからカまでの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあつては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあつては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあつては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあつては、例えば、「遊説費・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあつては、例えば、「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費

にあつては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあつては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。

(3) (略)